

## 【注釈】

注1:共通編の評価書は、図中赤枠(点線)で囲まれた部分を範囲とします。

- 注2:本書中、次のように記載しています。
  - ・情報参照ファイル=情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル) ・情報提供ファイル=情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)
- 注3:統合宛名管理端末は、マイナンバー利用業務システムによる連携機能を実装していない業務または事務の場合に利用します。
- 注4:住民記録システム及び各マイナンバー利用業務システムの評価については、それぞれの評価書を参照してください。